

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-34(政策10-施策①))

施策名	防災に関する普及・啓発				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(普及啓発・連携担当)齊藤 馨 参事官(地方訓練)柳橋 則夫			
施策の概要	国民の実践的な防災行動定着のため、知識だけでなく態度の「教育」、防災に関する「情報」の整理統合、「モチベーション(動機)」の向上のため取組等を実施する。 国、地方を通じ、防災についての経験ある職員の増加や、災害時における相互補完を目指し、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国、地方のネットワークを形成できる人」の育成を図る。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進					
達成すべき目標	災害から国民が自ら生命、財産及び生活を守ることができるよう、各種普及・啓発活動等を通じて、減災対策を着実に推進し、社会全体の防災力の向上を目指す。				目標設定の考え方・根拠	防災基本計画 第1編 第4章ほか「防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。」とされている。			政策評価実施予定時期	平成28年8月	
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 研修に参加した地方公共団体の数		1400	平成34年度	— 148	450 集計中	570	690	810	930	1050	国、地方のネットワークを形成する人材を目的とする事業であるため、参加した地方公共団体の数を目標とするものである。
2 研修終了後に行われる学習到達度テストで80%以上の点数を得た人割合		100%	平成27年度		100% 集計中	100%	100%	100%	100%	100%	研修受講者の学習効果を確認するため、学習到達度テストの点数を目標とするものである。
3 ※検討中		(*)	(*)		(*)	(*)					※:「防災に関する普及・啓発に必要な経費」については26年度新規事業が中心であり、適当な測定指標については事業内容の詳細が決定された段階で早急に決定する。 (*):測定指標も同様に早急に決定する。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度							
(1) 防災に関する普及・啓発に必要な経費(昭和57年度)	366 (355)	431 (448)	430	449	3	災害予防に関する情報の発信、災害予防教育ツールの提供、人材交流・連携の実施					
(2) 国と地方の防災を担う人材の育成に係る経費(平成25年度)	—	127 (92)	132	131	1,2	・国や地方公共団体等の職員に対して、有明の丘基幹的広域防災拠点等の施設を活用した防災研修を実施 ・平成26年度以降は、各地方に出張して研修を行うなどして、地方の職員の受講の機会を増やす					
施策の予算額・執行額	366 (355)	558 (540)	562	580	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		—				

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-35(政策10-施策②))

施策名	国際防災協力の推進				担当部局名							政策統括官(防災担当)			作成責任者名			参事官(普及啓発・連携担当)齊藤 馨			
施策の概要	2015年3月に仙台市で開催された、第3回国連防災世界会議で採択された、「兵庫行動枠組(HFA)」の後継枠組(ポストHFA)を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連など国際機関を通じた防災協力、アジア防災センターを通じたアジア地域における多国籍防災協力及び日中韓などの地域内防災協力によって国際防災協力を推進する。さらに、国内外におけるポストHFAの普及・定着を図るため、我が国のポストHFAの取組を共有するとともに、過去の災害から得られた経験・知見・技術を活かして、各国の防災実務者の能力強化を図り、ポストHFAの定着に資する国際防災協力について検討する。				政策体系上の位置付け						防災政策の推進										
達成すべき目標	国内外における兵庫行動枠組の後継枠組(ポストHFA)の普及・定着に向けた事業の実施				目標設定の考え方・根拠						「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)においては、「災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を国際公共財として海外と共有するため国際協力を積極的に推進」することとされている。さらに、防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日会議決定)においても、東日本大震災により得られた知見や教訓は諸外国に対して広く情報発信し、共有すべきであるとされている。また、2015年3月の第3回国連防災世界会議でポストHFAが採択されたことを受け、防災先進国・日本として、新たな防災枠組に基づく国際的な防災の取組の推進に貢献していく必要がある。						政策評価実施予定時期		平成28年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度												
1 アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者の研修への達成度	69%	平成24年度	前年実績以上	平成27年度	70%	前年実績以上	前年実績以上									アンケート等を活用できないかという有識者委員からのご意見も踏まえ、短期研修者に我が国の防災行政に対する理解を深めてもらうというアウトカムの達成状況を測るための目安とする。平成27年度の目標については、平成26年度の実績を参考に、前年以上の達成度を得ることを目標値とする。					
2 アジア防災センターホームページアクセス数	57,906	平成21年度	P	平成27年度	64,000回	64,000回	P									ホームページを通じて各国の防災担当者等が必要な災害情報、各国の防災体制を取得することができるため、国際社会と防災に関する情報共有をしたことの測定のための指標として設定し、従来のホームページアクセス数を維持・向上することを目標とし、前年度の実績値を踏まえた目標設定を行う。(※平成26年度のアクセス数が64,000以下の場合には、平成27年度の目標を64,000とし、26年度の実績が64,000を上回る場合には、「前年実績以上」を目標とする。)					
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等						平成27年行政事業レビュー事業番号								
	24年度	25年度	26年度	27年度																	
(1) 国際防災協力の推進に必要な経費(平成10年度)	236(160)	177(149)	190	232	1.2	<ul style="list-style-type: none"> 国際防災協力推進に資する国際会議等への出席 我が国を含むアジア各国の合意により1998年に設置された、アジア防災センターを通じたアジア地域における災害対応能力向上に役立つ情報共有、人材育成等の実施 国連国際防災戦略事務局(UNISDR)を通じた国際機関・地域機関の活動の支援等の実施 国内外におけるポストHFAの普及・定着の推進 															
施策の予算額・執行額	236(160)	177(149)	190	232	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) <ul style="list-style-type: none"> ・第189回国会におけ安倍内閣総理大臣施政方針演説「戦後70年の「積極的平和主義」 ・第3回国連防災世界会議における総理ステートメント 																

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-36(政策10-施策③))

施策名	災害復旧・復興に関する施策の推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(被災者行政担当) 尾崎 俊雄 参事官(事業推進担当)四日市 正俊
施策の概要	被災者生活再建支援制度の適度な運用を図るための支援法適用地方公共団体や支援金支給世帯に対する調査、被災者台帳の整備・推進を図るための地方公共団体等に対する調査、被災者の資力やニーズを踏まえた効率的・効果的な住まいの確保策に関する調査、避難所等の生活環境の整備のための被災者への情報提供等に係る調査を行い、被災者の立場に立ったきめ細やかな被災者支援が講じられるよう、必要な検討を行う。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図る。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進		
達成すべき目標	災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。				目標設定の考え方・根拠	防災基本計画 第2編第3章 ほか 「被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。」とされている。	政策評価実施予定時期	平成28年8月
測定指標	目標	目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
1 災害復旧・復興に関する対策や取組の事例の収集等	実施	平成27年度		今後の大規模災害に備え、東日本大震災の教訓や課題等を整理・分析し、地方公共団体等の対策や取組に資するため。				
2 被災者支援に関するマニュアル等の作成及び地方公共団体への周知	実施	平成27年度		平成25年度における災害対策基本法の改正等を踏まえた地方公共団体の取組が徹底されるよう、制度運用を行っていくための取組が必要であるため。				
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度				
(1) 災害復旧・復興に関する施策の推進に必要な経費(平成7年度)	43 (20)	46 (42)	62	58	1	被災者台帳情報に係る情報共有等に関する指針を策定・周知する。また、住家被害認定業務の応援に関するガイドライン、被災者の住まいに関する相談マニュアルの作成等を行う。さらに、東日本大震災の教訓や課題等を整理・分析し、事例集等としてとりまとめ周知する。		
(2) 被災者支援に関する総合的対策の推進経費(平成25年度)	-	20 (15)	15	20	2	災害発生時に、被災者が避難所だけでなく、郵便局、コンビニ等の身近な場所でも、必要な情報を迅速かつ容易に入手することができるよう、被災者に提供すべき情報の具体的な内容、提供方法、先進的事例等について調査・検討を行い、地方公共団体向けのガイドライン等を策定する。		
施策の予算額・執行額	43 (20)	66 (57)	77	78	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-37(政策10-施策④))

施策名	地震対策等の推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(調査・企画担当)名波 義昭 参事官(災害緊急事態対処担当)荻澤 滋			
施策の概要	大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討を行う。本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針を示した地震対策大綱、各種ガイドライン等の策定を行い、災害発生時の被害の軽減や拡大防止を図る。防災情報の収集・伝達機能を強化するため、総合防災情報システムによる防災情報の収集、SNSを活用した情報発信、収集の支援体制を確保する。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進					
達成すべき目標	近い将来発生する可能性のある大規模災害に備え、被害を最小限に食い止めるため、地震対策等を検討するための大前提となる。地震・津波の想定を行う。国の防災情報の収集機能を強化し、政府の災害対策能力の向上を図る。				目標設定の考え方・根拠	災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、地震防災対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、首都直下地震対策特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、活動火山対策特別措置法、津波対策の推進に関する法律		政策評価実施予定時期 平成28年8月			
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
			施策の進捗状況(実績)								
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1 総合防災情報システムの整備(システムへの情報登録の自動化が図られた分野の数)	7	H23	15	-	9	10	10				総合防災情報システムと都道府県との接続及び他機関システムとの連携強化等を推進し、総合防災情報システムへの情報登録の自動化が図られた分野の拡大を図ることで、関係機関等との情報連携の迅速化を図っているため。
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
			施策の進捗状況(実績)								
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
2 大規模地震・津波対策の推進	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ	平成23年度	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の想定地震・津波の設定及び被害想定	平成27年度	南海トラフ巨大地震対策大綱等の策定及び首都直下地震対策大綱等の改正	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の想定地震・津波の設定及び被害想定	-	-	-	-	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである。」とされているところ、各省庁や地方公共団体、民間における具体的な防災対策に資するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震において想定される震度分布や津波高を設定する必要があるため。また、平成26年度においては、首都直下地震対策として、達成すべき減災目標、達成時期、対策の内容を設定した。【P】
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度							
(1) 地震対策等の推進に必要な経費(平成12年度)	561(516)	442(395)	383	411	2	大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討や、本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針、各種ガイドライン等の策定を行うための経費である。					
(2) 総合防災情報システムの整備経費(平成7年度)	473(351)	393(128)	346	352	1	総合防災情報システムと他省庁システムとの連携強化を図るとともに、次期システム構築に向けた基本設計を行う。加えて、SNSを活用した情報発信・収集の支援体制確保を図る。					
施策の予算額・執行額	1,034(867)	835(523)	729	763	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第189回国会におけ安倍内閣総理大臣施政方針演説「安心なまちづくり」					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-38(政策10-施策⑤))

<p>施策名</p>	<p>防災行政の総合的推進</p>				<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(防災担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(防災計画担当)宮坂 祐介 参事官(普及啓発・連携担当)齊藤 馨 参事官(事業推進担当)四日市 正俊 参事官(被災者行政担当)尾崎 俊雄</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>災害対策基本法に基づく防災分野の最上位計画である防災基本計画に法令の改正等を踏まえた防災上の重要課題を的確に反映させるとともに、行政機関・企業の業務継続体制の確立を図る。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>防災政策の推進</p>						
<p>達成すべき目標</p>	<p>災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、防災行政を総合的に推進する。また、首都直下地震を始めとする大規模地震災害発生時における行政機関・企業の業務継続体制を確立する。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>災害対策基本法第3条において、国は、災害から国民の生命、財産等を守るため万全の措置を講ずる責務を有し、このため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本とするべき計画を作成し、これを実施することとされている。 また、国土強靱化政策大綱において、行政機関・企業の業務継続について取り組みを進めるべきとされている。 なお、施策の進展を踏まえ、平成26年度実施施策の活用状況について、必要に応じて事後的评价を行うこととする。</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成28年8月</p>				
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>						<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>1 各府省庁の業務継続計画の見直し及び評価の状況</p>	<p>0%</p>	<p>平成25年</p>	<p>100%</p>	<p>平成27年</p>	<p>25年度 0%</p>	<p>26年度 50%</p>	<p>27年度 100%</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>	<p>各府省庁の業務継続計画については、政府業務継続計画(平成26年3月閣議決定)に基づき、見直しを行うとともに、同計画を評価する手法を構築することとされている。また、構築した評価手法に基づき、各府省庁の業務継続計画を評価することとされているため。</p>
<p>2 企業における事業継続の取組に関する実態調査(大企業:BCP策定済率)</p>	<p>46%</p>	<p>平成23年</p>	<p>ほぼ全て</p>	<p>平成32年</p>	<p>25年度 55%</p>	<p>26年度 -</p>	<p>27年度 前年実績以上</p>	<p>28年度 -</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>	<p>「日本再生戦略」実行計画(工程表)(平成24年7月閣議決定)において、2020年までに「大企業BCP策定率:ほぼ全て、中堅企業BCP策定率:50%」を達成するとの目標が設定されたところ、当該目標を継承しつつ、引き続き取り組む必要があるため。目標年度における目標値に対して、基準年度における基準値から鑑み、妥当と考えられる当該値を目標とする。</p>
<p>3 企業における事業継続の取組に関する実態調査(中堅企業:BCP策定済率)</p>	<p>21%</p>	<p>平成23年</p>	<p>50%</p>	<p>平成32年</p>	<p>25年度 25%</p>	<p>26年度 -</p>	<p>27年度 前年実績以上</p>	<p>28年度 -</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>	<p>「日本再生戦略」実行計画(工程表)(平成24年7月閣議決定)において、2020年までに「大企業BCP策定率:ほぼ全て、中堅企業BCP策定率:50%」を達成するとの目標が設定されたところ、当該目標を継承しつつ、引き続き取り組む必要があるため。目標年度における目標値に対して、基準年度における基準値から鑑み、妥当と考えられる当該値を目標とする。</p>
<p>測定指標</p>	<p>基準</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p>	<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>						<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>4 船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施</p>	<p>基準年度</p>	<p>基準年度</p>	<p>船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施</p>	<p>平成27年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度 民間船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施</p>	<p>27年度 既存船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施</p>	<p>28年度 -</p>	<p>29年度 -</p>	<p>30年度 -</p>	<p>31年度 -</p>	<p>海からのアプローチによる医療機能の提供について、船舶を活用した実証訓練を行い、その結果を踏まえて、災害医療全体における役割、必要な医療資機材の在り方とその平時活用方策等の課題の検討、取りまとめを行う必要があるため。</p>
<p>5 ※検討中</p>												

6	被災者生活再建支援金補助金の適切な執行	集計中	平成26年度	100%	平成27年度		100%	100%	100%	100%	100%	100%	「被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する」という被災者生活再建支援法の目的を達するため、支出すべき国庫補助金の額が確定した段階において、適切に国庫補助金を執行することを目標とする。
7	災害救助費等負担金の適切な執行	集計中	平成26年度	100%	平成27年度		100%	100%	100%	100%	100%	100%	「被災者の保護と社会の秩序の保全を図る」という災害救助法の目的を達するため、都道府県が同法に基づき実施した救助において発生した費用負担に対する、適正な国庫負担金の額が確定した段階において、適切に国庫負担金を執行することを目標とする。

測定指標		目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
8	地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説の改訂	改訂		平成27年度		地方公共団体において、大規模な地震発災時にあっても業務が適切に継続できる体制にあらかじめ整えておくことが重要であり、手引きの改訂を通じ、地方公共団体の業務継続体制の充実・強化をより一層支援するため。							

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度				
(1) 防災基本政策の企画立案等に必要経費(平成26年度)	247 (199)	226 (233)	222	234	5,8	・災害対策に関する基本的な政策に関する事項の企画、立案、総合調整に関する事務 ・災害発生時に現地調査団の派遣等の現地災害対策に必要な業務の実施 ・災害対策予備施設等の維持管理		
(2) 被災者生活再建支援法施行に要する経費(平成26年度)	184,839 (44,705)	1,803 (526)	600	600	6	支援法の適用に関して、実施主体である都道府県に対して適切に助言を行う。また、支援業務を都道府県から受託している被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)に対して、支援法に基づき、支援業務の適正な実施を確保するよう、監督・助言を行うこと等により、補助金の適正な執行に努め、被災者に対して迅速かつ確かな生活再建の支援を推進する。		
(3) 南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画策定等検討経費(平成25年度)	39 (33)	10 (8)	51	70	4	具体計画に定めた、緊急輸送ルート確保、被災地内の医療確保といった応急対策活動の一連の手順等について、実効性の観点から検証を行う。また、海からのアプローチによる医療機能の提供について、実証訓練や課題の検討・取りまとめを行う。		
(4) 防災計画の推進経費(平成24年度)	30 (4)	52 (14)	10	20	5	防災基本計画の実効性を高め、同計画に基づく防災対策のより効果的な推進を図るため、防災業務計画・地域防災計画の基になる防災基本計画の指針性の向上について調査・検討を行う。		
(5) 社会全体としての事業継続体制の構築推進経費(平成26年度)	-	-	61	51	1,2,3	中央省庁における業務継続体制の確保のため、各府省庁の業務継続計画に係る評価や評価結果に基づいた同計画の見直しに係る調査等を行う。また、地方公共団体の業務継続体制の確保に係る対応策の検討等の調査を行う。さらに、民間企業・団体の事業継続体制の構築及び官民連携による防災活動の取組推進のため、BCPの策定状況に関する実態調査と、官民が連携した取り組みを行う上での現状の検証と施策の検討を行う。		
(6) 災害救助等に要する経費(平成26年度)	-	1,730 (1,181)	542	542	7	災害救助法の適用に関して都道府県に適切に助言を行うとともに、同法を適用して救助を実施した都道府県から支弁した経費の申請を受け、審査や精算監査等を実施し、必要な国庫負担金を支出する。また、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに同法に基づき貸し付ける災害援護貸付金のために必要となる国庫負担金の支出及び貸付原資の貸付けを行う。		
施策の予算額・執行額	185,155 (44,941)	3,821 (1,962)	1,486	1,517	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-39(政策11-施策①))

施策名	原子力災害対策の充実・強化				担当部局名	政策統括官(原子力防災担当)	作成責任者名	参事官 森下 泰				
施策の概要	原子力については、万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備しておくことが重要であり、特に原子力施設周辺地域における取組を支援することにより、これらの災害対策の充実・強化を図る。				政策体系上の位置付け	原子力災害対策の充実・強化						
達成すべき目標	原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力施設周辺地域において防災活動上必要となる資機材、設備、施設等を着実に整備するなどして、原子力災害対策の充実・強化を図る。				目標設定の考え方・根拠	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第85条第6項 特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)第51条第7項第1号	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備、住民防護対策の強化件数	24道府県	24年度	24道府県	平成27年度	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	原子力規制委員会において策定された、原子力災害対策指針に基づき、原子力発電施設及びそれ以外の原子力施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲に含まれる24道府県を対象として、これら道府県が行う原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備を着実に支援しているところ。こうした原子力防災体制の充実・強化は継続的な取組として行う必要があるため。
2 地域防災計画を策定する都道府県への支援件数	24道府県	24年度	24道府県	平成27年度	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	原子力災害対策重点区域に含まれる道府県(24道府県)においては、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針等に基づき地域防災計画(原子力災害対策編)を改定する必要がある。これら道府県による地域防災計画の見直しについては、国として、同計画の策定マニュアルを示すとともに、説明の場を設けるなどして、積極的に支援を行っているところ。こうした地域防災計画の見直しは継続的な取組として行う必要があるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等				平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(昭和55年度)	6,230 (3,759)	11,047 (4,469)	12,047	12,170		1.2	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる防災対策に対して所要の支援を行う。					
(2) 原子力施設等防災対策等交付金(平成24年度)	2,740 (63)	2,716 (1,181)	2,044	-		1.2						
(3) 原子力災害対策に必要な経費(平成24年度)	12,900 ※うち 12,850を25 年度に繰越 し	32,850 ※うち 25,890を26 年度に繰越 し (5,400)	-	-		1.2						
施策の予算額・執行額	10,260 (3,822)	46,613 (11,050)	14,091	12,170	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-40(政策11-施策②))

施策名	原子力被災者生活支援の推進					担当部局名	政策統括官(原子力防災担当)	作成責任者名	原子力被災者生活支援チーム 参事官 有倉 陽司			
施策の概要	帰還困難区域の境界にバリケードを設置するとともに、バリケードの維持管理などを行うことで、帰還困難区域の入域管理を行う。また、入域を希望する住民、復旧作業員、消防・警察等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理等を行う。					政策体系上の位置付け	原子力災害対策の充実・強化					
達成すべき目標	①帰還困難区域の住民のふるさとへの帰還意識の維持、②当該区域内の財物やインフラ等の最低限の維持管理、③他地域も便益を受けることのできる広域的な公共施設等の復旧等を促進することができる。この結果、帰還困難区域の将来の復旧復興を円滑に行える環境が整備されるだけでなく、(帰還困難区域内の広域的な公共施設の復旧等により)他地域の復旧復興の促進にもつながる。					目標設定の考え方・根拠	ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域に関する基本的な考え方及び今後の検討課題について(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)	政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 帰還困難区域の境界にバリケードを設置するとともに、バリケードの維持管理等の実施日数	-	-	366	平成27年度	365	365	366	-	-	-	-	帰還困難区域は放射線量が高いため、厳格な入域管理が実施されること(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)となっているため。
					365	-	-	-	-	-	-	
2 入域を希望する住民、復旧作業員、消防・警察等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理等の実施日数(うち住民等の一時立入り実施日数)	-	-	366	平成27年度	365(208)	365(220)	366(215)	-	-	-	-	帰還困難区域は放射線量が高いため、厳格な入域管理とともに、退出時のスクリーニング実施など、被ばく管理等が実施されること(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)となっているため。
					365(208)	-	-	-	-	-	-	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 理・被ばく管理等(平成25年度)	-	4,170	4,681	4,000	1、2	帰還困難区域の境界にバリケードを設置するとともに、バリケードの維持管理などを行うことで、帰還困難区域の入域管理を行う。また、入域を希望する住民、復旧作業員、消防・警察等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理等を行う。						
施策の予算額・執行額	-	4,170	4,681	4,000	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的な考え方及び今後の検討課題について(平成23年12月26日 原子力災害対策本部決定)						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-43(政策12-施策③))

施策名	沖縄における社会資本等の整備				担当部局名	沖縄振興局		作成責任者名	<small> 参事官(振興第一担当) 永井智敬 参事官(振興第二担当) 前原浩一 参事官(振興第三担当) 成瀬英治 事業振興室長 橋本敬史 </small>			
施策の概要	産業の発展を支える道路や空港の整備、県民生活を支える学校施設及び災害に強い県土づくりなど、社会資本等を整備。				政策体系上の位置付け	沖縄政策の推進						
達成すべき目標	沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。				目標設定の考え方・根拠	<small> 沖縄21世紀ビジョン基本計画において、「空港、港湾、道路、鉄軌道など、産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進める」と記述。 ※14～16の測定指標は参考情報。 </small>			政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 基幹管路の耐震化率(上水道)	22.7%	平成22年度	46.0%	平成33年度	-	-	-	37.0%	-	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
2 汚水処理人口普及率	80.8%	平成22年度	90.3%	平成33年度	-	-	-	85.7%	-	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
3 都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	10.6㎡/人	平成22年度	15.0㎡/人	平成33年度	-	-	-	13.0㎡/人	-	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
4 公営住宅管理戸数	29,834戸	平成23年度	31,494戸	平成33年度	-	-	-	30,484戸	-	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
5 防護面積(高潮対策等)	58.9 ha	平成23年度	76.9 ha	平成28年度	-	-	-	76.9 ha	-	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
6 防風・防潮林整備面積	533ha	平成23年度	593ha	平成33年度	-	-	-	563ha	-	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
7 農地にかんがい施設が整備された面積の割合	42.1%	平成22年度	55.0%	平成33年度	-	-	-	49.0%	-	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
8 造林面積	4,906ha	平成22年度	5,346ha	平成33年度	-	-	-	5,146ha	-	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
9 漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率	61%	平成22年度	75%	平成33年度	-	-	-	70%	-	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
10 公立学校施設の耐震化率	48.4%	平成14年度	100%	平成27年度	-	-	100%	-	-	-	-	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第11条の規定に基づき、文部科学大臣が定める施設整備基本方針(平成23年～27年)において、「平成27年度までの5年間でできるだけ早い時期に、耐震化を完了させる」とされているため。
11 一般廃棄物の再生利用率	12.7%	平成22年度	22.0%	平成33年度	-	-	-	22.0%	-	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
12 産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残容量】	3.3年【37,744㎡】	平成22年度	10.3年【101,000㎡】	平成33年度	-	-	-	15.3年【150,000㎡】	-	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
13 医療施設従事医師数	227.6人	平成22年度	227.6人	平成33年度	-	-	-	227.6人	-	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。

14	県管理道路の改良済延長	1,100km	平成21年度	1,190km	平成31年度	-	1,150km	-	-	-	-	1,190km	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
15	県内空港の旅客数数の増加	那覇空港 1,423万人 離島空港 313万人	平成22年度	1,800万人 426万人	平成33年度	-	-	-	1,600万人 381万人	-	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
16	クルーズ船寄港回数・入域乗船客数(県全体)の増加	106回 116,309人	平成23年度	239回 264,700人	平成33年度	-	-	-	166回 186,200人	-	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
(1) 医師歯科医師等の派遣に必要な経費(昭和47年度)	14 (6)	12 (3)	4	4	13	沖縄の県立病院等の公的医療機関において、業務援助及び医療技術指導を行う医師・歯科医師等の派遣を行う。	
(2) 廃棄物処理施設整備に必要な経費(昭和47年度)	793 (750)	1,098 (941)	2,530	2,547	11,12	次の事業(施設等の整備)の費用について、交付金又は補助金を交付する。 ・市町村が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業 ・地方公共団体の一定割合の出資により設立され、環境大臣が指定した法人が産業廃棄物を処理する事業	
(3) 水道施設整備に必要な経費(昭和47年度)	2,344 (2,342)	2,666 (2,666)	1,595	1,166	1	市町村が実施する水道事業に必要な施設の整備を行う。	
(4) 公立文教施設整備に必要な経費(昭和47年度)	7,502 (7,085)	6,693 (6,284)	9,487	9,516	10	沖縄県が実施する公立学校の耐震補強事業、改築事業、新增築事業、大規模改造事業等の施設整備が円滑に進むよう、沖縄県からの要望をふまえて必要な予算を確保し、国庫補助を行う。※H24年度から、復興特別会計にも計上。	
(5) 良好で緑豊かな都市空間の形成等のための国営公園事業に必要な経費(昭和47年度)	4,200 (4,178)	4,483 (4,428)	3,087	3,116	3	国が実施する国営沖縄記念公園の整備及び維持管理	
(6) 社会資本総合整備事業に必要な経費(平成22年度)	29,111 (28,724)	18,565 (18,407)	19,243	18,805	2,3,4,5	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。	
(7) (港湾海岸)海岸事業調査費(昭和47年度)	4 (4)	4 (4)	4	4	5	・人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、護岸等の整備に資する調査を行う。 ・沖縄振興計画に基づき、高潮や津波、波浪等による自然災害や海岸侵食から県民の生命、財産を守るため、景観や生態系など自然環境に配慮した海岸保全に努めることを目的とする。	
(8) (建設海岸)海岸事業調査費(昭和47年度)	3 (3)	3 (3)	3	3	5	人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、護岸等の整備に資する調査を行う。	
(9) 沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業費(平成24年度)	2,500 (127)	3,474 (1,181)	2,572	2,572	-	沖縄県北部地域は、県内の他の地域に比べ1人当たりの所得が最も低く、過疎地域が多く存在する地域であり、更なる振興が必要な地域である。 県土の均衡ある発展を図る観点から、産業の振興や定住条件の整備などに資する振興事業(公共)を、現行の沖縄振興計画期間(平成24～33年度)において実施する。	
(10) 農業生産基盤安全管理・整備事業に必要な経費(昭和47年度)	5,965 (4,892)	4,602 (4,846)	5,694	7,063	7	亜熱帯・島しょ部の農業の地域特性に応じた農業生産基盤整備の推進のため、地下ダム等の農業水源開発、かんがい施設整備等を実施する。	
(11) 農業競争力強化基盤整備事業に必要な経費(平成24年度)	2,390 (0)	6,949 (7,338)	5,434	4,618	7	担い手への農地集積等により農業競争力を強化するため、農地・農業水利施設の整備等を実施する。	
(12) 農地等保全事業に必要な経費(昭和47年度)	134 (120)	55 (86)	33	98	7	台風等による農地・農業用施設への災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持・農業経営の安定を図るため、地すべり防止対策等を実施する。	

(13)	森林整備事業に必要な経費 (昭和26年度)	549 (269)	387 (383)	270	275	8	森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、植栽、下草刈り、除伐、間伐等を実施する。	
(14)	治山事業に必要な経費 (昭和26年度)	882 (462)	458 (727)	318	288	6	台風や季節風等による潮風害及び山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全のため、荒廃山地の復旧整備や海岸などにおける防風・防潮林の整備等を実施する。	
(15)	水産基盤整備事業に必要な経費 (平成13年度)	6,980 (4,026)	4,101 (5,507)	3,863	3,848	9	周辺を広大な漁場に囲まれた地域性に応じた水産業を振興するため、マグロ・カツオ等の群れを集める浮魚礁(パヤオ)の整備及び水産物流通の拠点であり、台風及び季節風等の漁船の安全係留を確保する漁港施設の整備を実施する。	
(16)	沖縄開発事業(旧社会資本整備事業特別会計上分) (平成26年度)	—	—	49,511	47,749	—	沖縄振興特別措置法に基づき、国が策定した「沖縄振興基本方針」を踏まえて沖縄県が策定した「沖縄振興計画」に位置づけられている各種公共事業(治水・道路・港湾)の執行に充当されている。	
施策の予算額・執行額		63,371 (52,988)	53,550 (52,804)	103,648	101,672	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-44(政策12-施策④))

施策名	沖縄の特殊事情に伴う特別対策							担当部局名	沖縄振興局	作成責任者名	<small> 参事官(総括担当) 松林 博己 参事官(政策調整担当) 池田 正 事業振興室長 橋本政史 参事官(調査金融担当) 倉林健二 </small>	
施策の概要	沖縄の置かれた自然的・歴史的な特殊事情に鑑み、その諸課題を解決するために必要な対策を実施。							政策体系上の位置付け	沖縄政策の推進			
達成すべき目標	沖縄の特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図る。					目標設定の考え方・根拠	沖縄振興基本方針(内閣総理大臣決定)において、「沖縄振興開発金融公庫による政策金融等を通じ、各種支援を行う。」と記述。		政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 跡地関係市町村に対するアドバイザー派遣実績率	100%	平成11年度	100%	平成26年度	100%	100%	100%	-	-	-	-	要望があれば全て実施検討
2 沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」と回答した割合(低金利による資金供給)	75.8%	平成25年度	対前年比増	平成27年度	対前年比増	対前年比増	対前年比増					公庫が毎年行っている融資対象者からの「沖縄公庫アンケート調査」の結果を踏まえ、目標を設定している。
3 沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」と回答した割合(景気動向や一時的業況の変動に影響されない安定的な資金供給)	60.2%	平成25年度	対前年比増	平成27年度	対前年比増	対前年比増	対前年比増					公庫が毎年行っている融資対象者からの「沖縄公庫アンケート調査」の結果を踏まえ、目標を設定している。
4 沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」と回答した割合(固定金利による長期資金の供給)	58.7%	平成25年度	対前年比増	平成27年度	対前年比増	対前年比増	対前年比増					公庫が毎年行っている融資対象者からの「沖縄公庫アンケート調査」の結果を踏まえ、目標を設定している。
5 ベンチャー出資先の売上高の増加(出資時と比較した売上高増加企業の割合)	64.3	平成25年度	6割以上	平成27年度	増加企業の割合が6割以上	増加企業の割合が6割以上	増加企業の割合が6割以上					沖縄振興特別措置法第73条に基づく特例業務として、新事業創出促進のための出資を行うことにより、新事業創出を通じて、産業振興と雇用の創出を図ることから、売上高、雇用の増加を目標としている。
6 ベンチャー出資先の雇用の増加(出資時と比較した従業員数増加企業の割合)	54.8	平成25年度	5割以上	平成27年度	増加企業の割合が5割以上	増加企業の割合が5割以上	増加企業の割合が5割以上					沖縄振興特別措置法第73条に基づく特例業務として、新事業創出促進のための出資を行うことにより、新事業創出を通じて、産業振興と雇用の創出を図ることから、売上高、雇用の増加を目標としている。
7 沖縄科学技術大学院大学論文発表数	145件	平成23年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大学院大学は、沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)において、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことで沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とするとされていることから、当該測定指標を設定することとする。なお、私立学校である大学院大学については、国が定量的な目標を設定することは困難であるが、当該測定指標について事後評価を実施することとする。

8	沖縄科学技術大学院大学 国際ワークショップ、セミナー開催数	109件	平成23年	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
9	沖縄科学技術大学院大学の企業との連携事業数	19件	平成25年	-	-	-	-	-	-	-	-	同上

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
(1) 駐留軍用地跡地利用推進 に必要な経費 (平成9年度)	71 (55)	64 (48)	77	360	1	市町村の跡地利用の検討や取組の推進を支援するため、アドバイザーやプロジェクト・マネージャー等の派遣、跡地利用推進のための調査、市町村等が実施する跡地利用推進のために必要不可欠な事業に対する補助等を行うために必要な経費。	
(2) 沖縄北部連携促進特別振 興事業費(平成24年度)	105 (51)	1,781 (1,658)	2,572	2,572	-	沖縄県北部地域は、県内の他の地域に比べて一人当たりの所得が低く、過疎地域が多く存在する地域であり、更なる振興が必要な地域である。そこで、沖縄振興計画(平成24～33年度)に基づき、県土の均衡ある発展を図る観点から、所得向上に向けた産業振興や人口増加に向けた定住条件の整備を図る。 北部地域において、産業の振興に資する事業や定住条件整備に資する事業などを行うことにより、所得の向上や人口増加に向けた条件が整備され、県土の均衡ある発展に寄与する。	
(3) 沖縄における国際会議の 開催に要する費用	-	-	-	354	-	沖縄において国際会議を開催し、世界の有力な経営者、研究者、政治家などを招待して沖縄の魅力をアピールすることにより、沖縄振興につなげる。	
(4) 沖縄振興開発金融公庫に 対する補給金に必要な経 費(昭和48年度)	1,404 (53)	1,008 (74)	1,009	1,044	2,3,4	沖縄振興開発金融公庫は、国の沖縄振興施策と一体となった政策金融を適切に実施するとともに、民間金融機関が行う金融を質・量の両面から補完するため、長期・低利の資金を円滑かつ安定的に供給するため、セーフティネット貸付、沖縄創業者等支援貸付、沖縄離島振興貸付、小規模事業者経営改善資金貸付(マル経)などの政策金融を円滑に実施することによって一定の評価を得ている。	
(5) 沖縄科学技術大学院大学 学園に必要な経費(平成 23年度)	10,982 (10,921)	12,198 (12,182)	20,621	16,726	7,8,9	学園は、沖縄科学技術大学院大学において、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人であり、沖縄の振興及び自立的発展に資するため、沖縄において世界最高水準の教育研究を行うこととしている。	
施策の予算額・執行額	12,562 (11,080)	15,051 (13,962)	24,279	21,056	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-45(政策12-施策⑤))

施策名	沖縄の戦後処理対策					担当部局名	沖縄振興局		作成責任者名	調査金融担当参事官 倉林健 特定事業担当参事官 佐藤敦也					
施策の概要	先の大戦において、国内最大の地上戦が行われた沖縄の歴史的背景等を踏まえ、不発弾等処理対策や所有者不明土地問題対策等の事業の推進を図る。					政策体系上の位置付け	沖縄政策の推進								
達成すべき目標	沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。					目標設定の考え方・根拠	沖縄振興基本方針において、「不発弾等対策の更なる推進を図ります。」「所有者不明土地問題を解決するため実態調査を行い、その結果に基づき必要な措置を講じます。」と記述。			政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度						
1 沖縄不発弾等対策事業の実施状況(不発弾等処理事業の実施件数)	2箇所	平成19年度	2箇所	平成27年度	4箇所 0箇所	2箇所	2箇所							沖縄にはなお多くの不発弾等が地中に埋没していると推測され、不発弾等ができる限り早期に処理し、事故防止等を図るために今後も事業を推進する必要があることから、これまでの探査・発掘の実績及び市町村が実施する公共事業予定件数等を基に目標を設定している。	
2 沖縄不発弾等対策事業の実施状況(広域探査発掘事業の実施地区数)	5地区	平成19年度	2地区	平成27年度	2地区 2地区	2地区	2地区								
3 沖縄不発弾等対策事業の実施状況(市町村支援事業の実施件数)	11箇所	平成19年度	28箇所	平成27年度	7箇所 32箇所	24箇所	28箇所								
4 沖縄不発弾等対策事業の実施状況(特定処理事業における事故発生件数)	0件	平成23年度	0件	平成27年度	0件 0件	0件	0件								不発弾等ができる限り早期に処理し、事故防止等を図るために、発見された不発弾等の撤去の際に必要な土のう積等の防護壁を設置し、安全の確保を図り、特定処理事業において事故が起こらないことを目標としている。
5 対馬丸遭難学童遺族給付事業に係る支給の実施状況(当該年の9月又は当該年度の末月までに誤りなく支給を完了した件数の割合)	100%	平成23年度	100%	平成27年度	100% 100%	100%	100%								対馬丸の遭難に伴い死亡した学童の遺族に弔意を表し、慰藉するという事業の趣旨を踏まえ、適正、円滑に特別支出金が支給されることを目標としている。
6 対馬丸平和祈念事業の語り部の講演回数	116回	平成23年度	P	平成27年度	100回 101回	113回以上	P								語り部の講演は学校・団体の要望を受けて行うが、語り部の高齢化が進み、また実施場所等の制約もあることから年100~120回程度が上限である。一方で、対馬丸事件を後世に伝えるため、引き続き同程度の回数を継続的に実施したいと考えており、過去5年間の平均回数を指標として設定する。
7 沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(ホームページ利用件数)	79,970件	平成19年度	80,000件	平成27年度	80,000件 87,785件	80,000件	80,000件								多くの尊い命が失われた沖縄戦について、一般の理解に資するため、閲覧室のホームページの利用件数及び来室者数を測定指標とし、これまでの利用実績を基に目標を設定している。
8 沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(来室者数)	323人	平成19年度	320人	平成27年度	320人 373人	320人	320人								
9 位置境界明確化事業の実施状況(認証面積率)	99.6901%	平成19年度	前年度比増	平成27年度	前年度比増 99.7015%	前年度比増	前年度比増								関係地権者との十分な合意形成を図り、位置境界の明確化を実施していく必要があるため、認証面積率の上昇を目標としている。
10 所有者不明土地実態調査の実施状況(測量調査の実施筆数)	—	—	—	—	— 510筆	—	—								所有者不明土地実態調査は、所有者不明土地問題の解決に向けた検討を進めるため、所有者不明土地の現況把握、課題の整理等のため実施している。このため、測定指標及び目標値の設定は困難である。
11 所有者不明土地実態調査の実施状況(真の所有者探索調査の実施筆数)	—	—	—	—	— 140筆	—	—								

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
(1) 沖縄の戦後処理対策に必要な経費(昭和50年度)	2,526 (1,999)	2,559 (2,199)	2,757	2,883	1~11	本土に比べてなお多くの不発弾等が存在しているという沖縄県の特殊事情に鑑み、不発弾等対策について国庫補助率の嵩上げや補助対象の拡大など、本土に比べて手厚い支援を実施。	
施策の予算額・執行額	2,526 (1,999)	2,559 (2,199)	2,757	2,883	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-47(政策13-施策②))

施策名	青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)			担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(青少年環境整備担当) 村田達哉
施策の概要	平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。			政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進		
達成すべき目標	青少年が適切なインターネット活用能力を身につけるとともに、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会が最小化され、もって青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を着実に整備する。			目標設定の考え方・根拠	青少年インターネット環境整備法において、「青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的」とすると規定されており、3年毎に計画を見直すこととされている。	政策評価実施予定時期	平成28年8月

測定指標	基準値等		目標値等		年度ごとの目標値等 年度ごとの実績値等							測定指標の選定理由及び目標値等(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度					
1 青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	—	—	27年度	基本計画の進捗状況を検証し、全てのフォローアップ項目の改善	青少年インターネット環境の整備等に関する委員会を開催し、施策の進捗状況を検証した結果、着実に推進されていることを確認	基本計画の進捗状況を検証し、全てのフォローアップ項目の改善	青少年インターネット環境の整備等に関する委員会を開催し、施策の進捗状況の検証を実施中							青少年インターネット環境整備環境施策の推進に当たっては、政府が実施すべき施策の指針として決定された青少年インターネット環境整備基本計画)に盛り込まれた施策を着実に推進していくことが必要である。このため、当計画に基づく施策の進捗状況を確認・検証し、フォローアップしている項目を改善していくことが青少年インターネット環境整備の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。
2 青少年インターネット環境整備法の認知度	—	26年度	前年度以上	27年度	—	—	前年度以上							国や地方公共団体等による施策の推進度合が、インターネット環境整備法の認知度の高さに関連すると考えられるため。
3 保護者のフィルタリング率の認知度	—	26年度	前年度以上	27年度	—	—	前年度以上							国や地方公共団体等による施策の推進度合が、保護者のフィルタリングの認知度の高さに関連すると考えられるため。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
青少年インターネット環境 (1)整備法第3次基本計画の 設定 (27年度)	—	—	—	—	1,2,3	青少年インターネット環境整備基本計画(第3次)設定に向けた報告書を作成する。	
施策の予算額・執行額	—	—	—	—	施策に関する内閣の重要政策(施政方針 演説等のうち主なもの)	—	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-49(政策13-施策④))

施策名	食育の総合的推進(食育推進基本計画)					担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(食育推進担当) 福田由貴			
施策の概要	食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき策定された第2次食育推進基本計画(平成23年3月31日食育推進会議決定)に基づく食育推進施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案					政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進					
達成すべき目標	第2次食育推進基本計画においては、平成27年度までの達成を目指す数値目標を盛り込んでおり、今後、この数値目標達成を目指して施策を着実に推進していく。					目標設定の考え方・根拠	第2次食育推進基本計画	政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 食育推進基本計画に盛り込まれた施策進捗状況の検証及び効果的施策の立案	施策の進捗状況の検証	23年度	施策の進捗状況の検証 すべての改善	27年度	-	-	すべての改善	-	-	-	-	食育に関する施策の推進に当たっては、政府が実施すべき施策の指針として決定された第2次食育推進基本計画(食育推進会議決定)に盛り込まれた施策を着実に推進していく必要がある。このため、当計画に基づく施策の進捗状況を確認・検証し、施策の立案に活かしていくことが食育の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。 なお、評価に用いるデータは目標年度のデータがない場合、直近のものとする。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
食育推進評価専門委員会(1)におけるフォローアップ及び食育白書のとりまとめ	-	-	-	-	1	食育推進評価専門委員会におけるフォローアップ及び食育白書のとりまとめを通じて、食育推進基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況の確認・評価を行う。					-	
施策の予算額・執行額					施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-50(政策13-施策⑤))

施策名	食育に関する広報啓発、調査研究等					担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(食育推進担当) 福田由貴			
施策の概要	食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき策定された第2次食育推進基本計画(平成23年3月31日食育推進会議決定)に基づく施策を実施し、食育に対する国民の理解を促進する。					政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進					
達成すべき目標	食をめぐる諸課題や食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が、自ら食育に関する活動を実践できるよう、具体的な実践や活動を提示して理解の促進を図る。					目標設定の考え方・根拠	食育基本法第22条 第2次食育推進基本計画	政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 食育に関心を持っている国民の割合	70%	平成23年度	90%	平成27年度	90%	-	90%	-	-	-	-	食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であり、より多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせないことから、食育に関心を持っている国民の割合の増加を目標とする。 第2次食育推進基本計画(食育推進会議決定)において、食育に関心を持っている国民の割合については、今後5年間で90%以上とすることを目指すとされていることから、平成27年度の目標値を90%以上とする。
2 調査結果の活用状況の検証	4,064件	平成23年度	前年度以上	平成27年度	活用状況等の確認 75%	活用状況等の確認	前年度以上	-	-	-	-	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)		当初予算額(百万円)		関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 食育推進経費(平成18年度)	41 (47)	38 (37)	42	38	1.2	食育白書のとりまとめ及び食育に関する国民の意識調査を実施、公表して、国及び地方公共団体の施策推進の基礎資料を提供するとともに、毎年6月に実施する食育月間の中核的な行事として食育推進全国大会の開催、食育推進ボランティア表彰の実施。国、地方公共団体、関係団体、ボランティア等関係者が緊密な連携・協力を図り、全国的な食育推進運動を展開することにより、食育に関する国民の理解の増進に寄与。						
施策の予算額・執行額	41 (47)	38 (37)	42	38	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-53(政策13-施策⑧))

施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(食育推進担当) 福田由貴				
施策の概要	社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。				目標設定の考え方・根拠	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 バリアフリーの認知度	94%	平成20年度	100%	平成28年度	100%	100%	100%	-	-	-	-	国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、バリアフリーの認知度の増加を目標とする。 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱(バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定)において、バリアフリーの認知度については、平成24年度に100%とすることとされていることから、引き続き目標値を100%とする。
2 調査結果の活用状況の検証	496件	平成23年度	前年度以上	平成28年度	活用状況等の確認	活用状況等の確認	前年度以上	-	-	-	-	・調査については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査結果についての活用状況について検証することが重要。 ・調査結果については、広く国民に情報提供しており、その活用状況をホームページのアクセス数で検証する。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等				平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策推進経費 (平成14年度)	6 (3)	5 (3)	5	5	1.2	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の実施とともに、受賞事例について、ホームページ上での公表及び事例集の作成・配布を行い、この分野に関する優れた事例を広く周知することにより、各地域でバリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組んでいる関係者の意欲の向上を図り、社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に寄与。						
施策の予算額・執行額	6 (3)	5 (3)	5	5	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-56(政策13-施策⑪))

施策名	交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(交通安全対策担当)福田 由貴			
施策の概要	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第9次交通安全基本計画」(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)では、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進					
達成すべき目標	第9次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。				目標設定の考え方・根拠	第9次交通安全基本計画	政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度	
第9次交通安全基本計画の道路交通安全についての目標 ①24時間死者数 ②死傷者数	①4,922人 ②901,216人 (平成22年中)	平成22年度 ①3,000人以下 ②70万人以下 (平成27年中)	平成25年中 ①4,373人 ②785,867人	平成26年中 ①4,113人 ②715,487人	目標値の達成	目標値の達成	-	-	-	-	政府が実施すべき交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として決定(中央交通安全対策会議)された第9次交通安全基本計画に道路交通安全についての目標が掲げられているため、同目標を測定指標とすることとした。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度							
(1)交通安全基本計画の推進	-	-	-	-	1	第9次交通安全基本計画に掲げられている、高齢者及び子どもの安全確保、歩行者及び自転車の安全確保、生活道路及び幹線道路における安全確保を重点とした交通安全思想の普及徹底等の交通安全施策を推進。					
施策の予算額・執行額	-	-	-	-	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-				

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-57(政策13-施策⑫))

施策名	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(交通安全対策担当)福田 由貴				
施策の概要	第9次交通安全基本計画及び平成27年度内閣府交通安全業務計画に基づき、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	内閣府で実施する各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。				目標設定の考え方・根拠	第9次交通安全基本計画及び平成27年度内閣府交通安全業務計画	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 春・秋の全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全の意識向上に役立っていると思う人の割合	-	-	70%	平成27年度	-	-	70%	-	-	-	-	・国民の意識調査で、全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全の意識向上に役立っていると思う人が高い割合を示すことで、内閣府の施策が国民の交通安全意識向上に効果を挙げていることが裏付けられるため。
2 自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	90%	平成22年度	90%	平成27年度	90%	98%	90%	-	-	-	-	・国民の意識調査で「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人」の割合が高い割合を示すことで、国民の交通安全意識が高いことが裏付けられるため。
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
3 調査研究結果の有用性、活用状況の検証	活用状況等を確認	平成22年度	活用状況等を確認	平成27年度	※25年度に講じた施策は、26年白書の中で報告	活用状況等の確認	活用状況等の確認	-	-	-	-	・調査研究については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査研究結果についての有用性や活用状況について検証することが重要。 ・調査研究結果については、白書や他機関での利用状況、マスコミ報道等の状況及び反響を把握することにより、その有用性や活用状況を検証し、次年度以降の調査研究に活用する。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 交通安全対策推進経費(昭和45年度)	154(108)	144(106)	127	116	1・2・3	交通安全対策推進経費は、交通安全対策調査研究等経費、交通安全対策人材育成等経費、交通安全対策理解促進経費からなり、これら各種交通安全施策を実施するもの。						
施策の予算額・執行額	154(108)	144(106)	127	116	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-66(政策14-施策①))

施策名	栄典事務の適切な遂行				担当部局名	賞勲局		作成責任者名	総務課長 渡邊 清			
施策の概要	栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、これに関連する審査、伝達等の事務を行う。				政策体系上の位置付け	栄典事務の適切な遂行						
達成すべき目標	適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた総数の発令に努める。				目標設定の考え方・根拠	受章者の予定数については、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)において「毎回概ね4,000名」と、危険業務従事者叙勲受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回概ね3,600名」と、褒章受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回概ね800名」と、それぞれ規定され、発令日については、勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて(昭和53年閣議了解)等において規定されている。		政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 春秋叙勲の発令数	春秋ごと概ね4,000名	平成15年秋	春秋ごと概ね4,000名	平成27年度	春秋ごと概ね4,000名 春:4,099名 秋:4,193名	春秋ごと概ね4,000名 春:4,104名 秋:4,028名	春秋ごと概ね4,000名	—	—	—	—	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)において「毎回概ね4,000名」と規定されている。
2 危険業務従事者叙勲の発令数	毎回の発令ごと概ね3,600名(年2回)	平成15年秋	毎回の発令ごと概ね3,600名(年2回)	平成27年度	毎年の発令ごと概ね3,600名 春:3,645名 秋:3,615名	毎年の発令ごと概ね3,600名 春:3,629名 秋:3,602名	毎年の発令ごと概ね3,600名	—	—	—	—	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、危険業務従事者叙勲受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回概ね3,600名」と規定されている。
3 春秋褒章の発令数	春秋ごと概ね800名	平成15年秋	春秋ごと概ね800名	平成27年度	春秋ごと概ね800名 春:736名 秋:795名	春秋ごと概ね800名 春:707名 秋:755名	春秋ごと概ね800名	—	—	—	—	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、褒章受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回概ね800名」と規定されている。
4 発令日	春:4月29日 秋:11月3日	平成15年秋	春:4月29日 秋:11月3日	平成27年度	春:4月29日 秋:11月3日 春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日 春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	—	—	—	—	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、発令日については、勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて(昭和53年閣議了解)等において「春にあっては4月29日、秋にあっては11月3日に」と規定されている。
5 「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数	50,410件	平成24年度	直近3年平均の10%以上増	平成27年度	直近3年平均の10%以上増 20.0%	直近3年平均の10%以上増 集計中	直近3年平均の10%以上増	—	—	—	—	国民が「一般推薦制度」の概要を認識することにより、人目につきにくい分野において真に功労のある人など春秋叙勲の候補者として把握するため、「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数を直近3年平均の10%以上増とする。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 栄典事務の適切な遂行に必要な経費(平成20年度)	2,554 (2,546)	2,579 (2,573)	2,685	2,726	1,2,3	春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲、春秋褒章の受章者予定数の発令に努める。						
						4	勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて(昭和53年閣議了解)等に定められた発令日に発令を行う。					
							5	「一般推薦制度」の円滑な実施、充実のためのインターネットを活用した啓発活動を実施する。				
施策の予算額・執行額	2,554 (2,546)	2,579 (2,573)	2,685	2,726	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)			—				

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-68(政策15-施策②))

施策名	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携					担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 池永 肇恵			
施策の概要	男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議等の開催、地方における研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。					政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進					
達成すべき目標	地方公共団体・民間団体、国民の各界各層が連携して、地域における意識啓発のほか、地域の各主体の連携・協働による地域の課題解決を促す。					目標設定の考え方・根拠	男女共同参画社会基本法第20条において「国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と定められている。	政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」におけるアンケートの肯定的な評価の割合	70%	19年度	前年度以上	27年度	80%以上 88.2%	前年度以上 86.5%	前年度以上					毎年度、男女共同参画週間のキャッチフレーズに合うよう、また、アンケートにおける参加者からの意見を踏まえ、講演者やパネリスト等を選定することで、参加者の満足度を上げ効率のよい開催が期待できることから当指標の設定を行った。
2 「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」における参加者の割合	-	-	80%	27年度	80% 71.6%	80% 69%	80%					地域における男女共同参画施策、専門調査会の動向、前年度の参加者のアンケートなどにより、毎年度時宜にかなったテーマで実施し、より高い効果が期待できる内容にしている。 ・本情報交換会の目的(国の施策の周知、グループ討議の実施)を踏まえ、より多くの自治体からの参加が望ましく、参加率を80%と設定した。
3 「男女共同参画に関する基礎研修」、「男女共同参画苦情処理研修」における出席者の割合	-	-	100%	27年度	- -	100% -	100%					・自治体職員、行政相談委員及び人権擁護委員等への男女共同参画に関する研修であり、各自治体、各方面に情報伝達していただくとともに、全国からの研修出席者間の情報交換・ネットワーク形成により、地方における男女共同参画行政の推進を支援することを目的としている。 ・研修内容は、男女共同参画に関する最近の取組の説明、講演、情報交換会を行う。 ・この目的を踏まえ、情報交換を重視し全国からより多くの出席者を指すため、参加推薦依頼に対する出席者数の割合が推薦枠数に対して100%となることを目標として設定した。
4 「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数	89% 5団体	22年度	85%以上 3団体	27年度	80% 1団体 73% 6団体	85%以上 3団体 -	85%以上 3団体					・「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」とは、内閣府が、男女共同参画推進連携会議の構成団体(95団体(平成25年8月16日現在))や地域版男女共同参画推進連携会議(13団体(同))と共催し、そのときの男女共同参画の課題に関連したセミナー、シンポジウム等を開催することにより、当該構成団体において男女共同参画の理解を深めることを目的としたもの。 ・平成19年度より毎年度開催しているものであり、年度ごとに、これらの団体に対して公募し、応募・審査・採択を経て実施している。 ・男女共同参画を推進するためには、これらの団体(民間団体)との連携が不可欠であり、その推進・連携の輪を広げるためには、アンケートによる参加者からの意見を踏まえたプログラム等の見直しを行うことに加え、新規団体(これまでに共催したことのない団体)と共催することが重要である。 ・アンケートの肯定的な評価については、平成22年度の結果及びその後の実績値の推移を踏まえ、85%と設定した。 ・新規共催団体数については、これまでに共催したことのない団体(3団体以上)を含めて共催することを目標として設定した。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携に必要な経費 (平成13年度)	90 (66)	75 (61)	81	50	1.2,3,4	男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議等の開催、地方における研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。	
施策の予算額・執行額	90 (66)	75 (61)	81	50	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-69(政策15-施策③))

施策名	国際交流・国際協力の促進				担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 池永 肇恵				
施策の概要	女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流、国際協力を促進するため、国際的動向に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信を行うほか、各種国際会議に積極的に出席し、各国代表との意見交換を行う。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進						
達成すべき目標	男女共同参画についての国際的取組を国内へ浸透させるとともに、国際的動向の情報収集や分析を行い、我が国の施策・取組を発信することで、国際交流と国際協力を促進する。				目標設定の考え方・根拠	男女共同参画社会基本法において、「国際的協調」が5つの基本理念の1つとなっている。第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で、第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・平和・開発』への貢献」が定められている。	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 海外要人の来訪件数(我が国の男女共同参画施策に対する海外の関心度)	19回	25年度	前年度以上	27年度	-	-	前年度以上	-	-	-	-	・海外向けの広報や国際会議等への出席の際の積極的な情報発信の結果として、我が国の施策や取組に関する情報提供や意見交換を求める海外の要人の来訪が増加しており、情報発信の効果を測る指標として適当。 ・26年度は、「日本再興戦略」改定2014に、女性活躍の取組のさらなる推進が掲げられたことや、総理や男女共同参画担当大臣等による、国際的な場における女性の活躍推進に関する積極的な発言が海外から高い評価を受け、25年度から26年度にかけて件数が増加した。今年度以降もこの高い実績値を維持することを目標とする。 ・第三次男女共同参画社会基本計画の計画期間に合わせ、目標年度は平成27年度とする。
2 「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1%	21年度	50%以上	27年度	-	-	50%以上	-	-	-	-	我が国の男女共同参画施策については、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上にかかる動きと連動して推進してきた。国際的規範や基準、取組の国内における実施強化のためにも、それらの国内へも浸透に努めることが重要であり、浸透度を測る指標として適当であると考えたため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 国際交流・国際協力の促進に必要経費(25年度)	-	20 (12)	19	17	1,2	「国連婦人の地位委員会(GSW)」「APEC女性と経済フォーラム」等の男女共同参画に関する国際会議へ出席し、国際的な意思決定の場に我が国の基本的な考え方を反映させるとともに、英文冊子を配布するなど、日本の男女共同参画に関する施策を海外に積極的に紹介する。また、国際会議等を通じ、女性の地位向上のための取組方針・事例等について聴取したことを国内に向け、会議、広報紙、HP、facebook等により積極的に紹介し、浸透を図る。						
施策の予算額・執行額	-	20 (12)	19	17	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第189国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(抜粋) 私は、女性の力を強く信じます。家庭で、地域社会で、職場で、それぞれの場で活躍して全ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝くことができる社会を作り上げて参ります。					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-70(政策15-施策④))

施策名	女性に対する暴力の根絶に向けた取組				担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐					
施策の概要	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすい、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進							
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進する。				目標設定の考え方・根拠	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が定められている。	政策評価実施予定時期	平成28年8月					
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度	
1 市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	21か所	21年度	100か所	27年度	69か所	84か所	100か所						・第3次男女共同参画基本計画に定められた成果目標。 ・被害者に身近な市町村に相談窓口を設置し、必要な相談・支援を受けられる環境整備を推進していることから設定。
2 「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修」の募集定員に対する参加者の割合	82%	24年度	80%	27年度	—	70%	80%						・基本計画の中の具体的施策に若年層に対する予防啓発の拡充・教育・学習の充実を図るという項目があり、本研修への参加率が高まることは、若年層に対する予防啓発の重要性の認識の向上や指導者の育成につながるため設定。
3 「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修」におけるアンケートの肯定的な割合	62%	24年度	95%	27年度	—	92%	95%						・参加者の評価をもとに、内容の見直しを行い、充実した研修を実施できることから設定。
4 「性犯罪被害者支援体制整備促進事業」研修の募集定員に対する参加者の割合	87%	24年度	90%	27年度	—	90%	90%						・基本計画の中の具体的施策に性犯罪被害者支援の取組促進についての項目があり、本研修への参加率が高まることは、性犯罪被害者に接する多くの相談員等の育成につながるため設置。
5 「性犯罪被害者支援体制整備促進事業」研修におけるアンケートの肯定的な割合	86%	24年度	90%	27年度	—	90%	90%						・参加者の評価をもとに、内容の見直し等を行うことにより、性犯罪被害者支援についてより充実した研修を実施できることから設定。
6 「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」の募集定員に対する参加者の割合	90%	24年度	90%	27年度	—	88%	90%						・基本計画の中の具体的施策の中に、相談員等の研修の充実についての項目があり、本研修への参加率が高まることは、多くの相談員の質の向上につながるから設定。
7 「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」におけるアンケートの肯定的な割合	93.8%	24年度	92%	27年度	—	90%	93.8%						・参加者の評価をもとに、内容の見直しを行い、充実した研修を実施できることから設定。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等						平成27年行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度									
女性に対する暴力の根絶(1)に向けた取組に必要な経費	75(55)	61(51)	122	161	1.2,3,4,5,6,7	・国民に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発・教育の充実を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」として期間を設け、集中的、総合的に広報啓発を行うとともに、若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発の促進等の取組を進める。 ・「性犯罪被害者支援体制整備促進事業」を実施し、男女共同参画センター等の相談員等への研修を実施し、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境整備を推進する。 ・官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップを行い、相談員等の質の向上を図るとともに、地域における関係者の連携事例や先進的な取組みの共有・意見交換等を通じ、官官・官民のさらなる連携強化等の促進を図る。							
施策の予算額・執行額	75(55)	61(51)	122	161	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						—		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-71(政策15-施策⑤))

施策名	女性の参画の拡大に向けた取組				担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	推進課長 大地 直美 調査課長 伊藤 誠一 総務課長 池永 肇恵					
施策の概要	男女共同参画社会の形成に当たっては、女性の政策・方針決定への参画が促進されることが重要である。女性の参画の拡大に向け、企業の女性の活躍促進状況の情報開示に向けた取組や、女性の参画状況についての調査・情報提供を行う。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進							
達成すべき目標	「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との政府目標の達成に向けて、女性の参画の拡大に向けた取組を進め、企業における管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合を、2020年30%に向けて着実に進展している状態となることを目指す。				目標設定の考え方・根拠	平成15年6月の男女共同参画推進本部にて決定された左欄の目標に向けて、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)においては、2020年30%達成に向けた中間目標として、平成27年度末までの各分野における具体的な成果目標を設定している。		政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				
1 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合	17.4%	25年度	50%程度	27年度	—	40.0%	50.0%	—	—	—	—	—	・非財務情報としての「女性の活躍状況」に関する情報は、企業の中長期的な価値向上等の観点から重要性が高まっており、「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月閣議決定)の中でも女性の活躍推進に向けた取組として位置づけられている。 ・2020年30%の達成に向けた取組の一つである一方で、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における役員・管理職の男女別構成等女性の登用状況の記載は任意であり、各企業の自主的な判断に基づいて記載される現状を踏まえて設定。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				
2 国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合	2.2%	20年度	第3次男女共同参画基本計画における成果目標値:5%程度達成に向かって着実に進展している状態となること	27年度	—	—	5%程度	—	—	—	—	—	平成15年6月の男女共同参画推進本部にて決定された「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標に向けて、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)においては、2020年30%達成に向けた中間目標として、平成27年度末までの各分野における具体的な成果目標を設定しており、政府全体として第3次男女共同参画基本計画に基づいて各府省でポジティブ・アクションなど様々な取組を進めているところである。 指導的地位に占める女性の割合の進捗状況を測るに当たって、成長戦略のFUでは代表的な指標として「国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合」が挙げられている。本件施策「女性の参画の拡大に向けた」取組は、上記指標の改善を促すために各府省で様々な実施されている施策の一つであり、他の各種施策とともに、成果目標に向かっての指標の着実な進展を目的としている施策である。
3 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	6.5%	21年度	第3次男女共同参画基本計画における成果目標値:10%程度達成に向かって着実に進展している状態となること	27年度	—	—	10%程度	—	—	—	—	—	平成15年6月の男女共同参画推進本部にて決定された「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標に向けて、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)においては、2020年30%達成に向けた中間目標として、平成27年度末までの各分野における具体的な成果目標を設定しており、政府全体として第3次男女共同参画基本計画に基づき、各府省でポジティブ・アクションなど様々な取組を進めているところである。 指導的地位に占める女性の割合の進捗状況を測るに当たって、成長戦略のFUでは代表的な指標として「民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合」が挙げられている。本件施策「女性の参画の拡大に向けた」取組は上記指標の改善を促すために各府省で様々な実施されている施策の一つであり、他の各種施策とともに、成果目標に向かっての指標の着実な進展を目的としている施策である。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
女性の参画の拡大に向け (1) た取組に必要な経費 (平成9年度)	15 (10)	3 (2)	16	22	2, 3	①様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況につき、定期的に調査・分析を行い調査結果報告を作成・配布するとともに、様々な分野における女性の参画状況について、分野別、業種別、地域別等毎に分析を行う。 ②民間企業における社外役員等への女性の登用促進を図るべくデータベース化等を行って平成26年度に開設した「はばたく女性人材」の運用を行う。 ③「女性のチャレンジ応援プラン」及び「すべての女性が輝く政策パッケージ」など、女性の支援に関する様々な情報を、利用者に利便性の高い仕組みで一元的に提供するべく平成26年度に開設した「女性応援ポータルサイト」の利便性の向上を図るべく、コンテンツ追加・システム機能拡充等を実施する。	
女性の活躍推進に向けた (2) 「見える化」推進経費 (平成27年度)	—	10 (7)	11	11	1	①企業等における女性の活躍状況の「見える化(情報開示)」を促進するため、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」等での開示を促進等 ②女性役員等の登用促進に向け、企業における取組の「見える化」を推進するため、役員等への女性登用に関する情報開示、役員等への女性登用の実績に優れた企業に対する顕彰を実施。	
施策の予算額・執行額	15 (10)	13 (9)	27	33	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日) 「2020年には、あらゆる分野で指導的地位の3割以上が女性となる社会を目指し、女性役員などの情報の開示、育児休業中の職業訓練支援など、女性登用に積極的な企業を応援してまいります」	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-73(政策15-施策⑦))

施策名	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業				担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐				
施策の概要	被災地においては、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が懸念される。このため、地方公共団体と協力して女性等の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話相談や仮設住宅への訪問相談等を行い、被災地において女性等が安心して利用できる相談サービスを提供する。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進						
達成すべき目標	女性の人権尊重や女性に対する暴力の根絶を推進するために資するため、相談しやすい体制等の整備を図る。また、岩手県・宮城県・福島県における地元行政機関の相談機能回復を図る。				目標設定の考え方・根拠	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で、第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」中、「相談しやすい体制の整備」が定められている。また、復興基本方針5(2)①(IV)に「女性の悩み相談を実施する。」と定められている。	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 被災自治体の要望に応じて人材育成研修等を実施した割合	100%	26年度	100%	27年度	100%	100%	100%					対応困難な場合に、スーパービジョンを実施し、女性支援や相談対応の基盤強化を目的とした講義を実施し、相談対応の充実を図った実績を設定。
2 相談機能回復研修への募集定員に対する参加者の割合	-	-	80%	27年度	-	-	80%					
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
東日本大震災による女性(1)の悩み・暴力に関する相談事業に必要な経費	77 (66)	92 (69)	69	67	1,2	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、民間団体と協力して、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)に臨時相談窓口を開設し、被災地において女性が安心して利用できる相談サービスを提供する。3県では、面接相談や仮設住宅等に訪問して相談を受け付け、県外避難者の多い福島県については、面接相談や訪問相談のほか、電話相談も受け付ける。 ・相談対応の充実を図るため、アドバイザーを派遣し、スーパービジョン等を実施する。 ・被災3県の地元行政機関の相談機能回復に資する研修も実施する。 						
施策の予算額・執行額	77 (66)	92 (69)	69	67	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)						-	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-74(政策16-施策①))

施策名	食品健康影響評価技術研究の推進					担当部局名	食品安全委員会事務局	作成責任者名	総務課長 山本 麻里			
施策の概要	食品健康影響評価の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度の下、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究を委託方式にて実施する。					政策体系上の位置付け	食品の安全性の確保					
達成すべき目標	信頼性の高いリスク評価の効果的・効率的な実施を促進する。					目標設定の考え方・根拠	食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第16条及び同法第23条第1項第6号	政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 評価基準、ガイドライン、リスク評価書の作成等に研究成果が引用された課題の割合(研究終了後1年時点)(%)	20%	平成24年度	30%	平成30年度	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	効率的なリスク評価を行うためには、研究の結果、リスク評価に資するガイドライン・評価基準、リスク評価書の作成等へ活用されることが望ましいことから、研究成果が引用された割合を指標とすることが適当。その割合を大きく向上させる観点から、30年度には基準値の50%増を目標として設定。なお、研究課題は、研究終了後1年以降に評価等に活用されるものも多いが、基準値及び目標値設定の観点から、研究終了後1年間に活用された課題数を計上している。
2 国内外の学術誌に掲載された論文数(研究開始後2年時点)(1課題あたり平均)	2.2	平成24年度	3.3	平成30年度	2.3	2.4	2.5	3.0	3.0	3.3	3.3	信頼性の高いリスク評価を行うためには、その手法が国内外で広く知られていることが望ましいため、研究結果に基づき、国内・国外で学術誌に掲載された論文の数を指標とすることが適当。その数を向上させる観点から、30年度には基準値の50%増を目標として設定。なお、論文については研究開始後2年以降に掲載されるものも多いが、基準値及び目標値設定の観点から、研究開始後2年間に掲載された論文数を計上している。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 食品健康影響評価技術の研究に必要な経費(平成17年度)	210(207)	189(183)	194	194	1、2	今後概ね5年間に食品安全委員会において推進することが必要な調査・研究について、目標及び目標達成に向けた方策(道筋)等を内容とする「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性」(平成26年12月全部改定)に沿って、リスク評価の適切な実施に資する研究を実施する。						
施策の予算額・執行額	210(207)	189(183)	194	194	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第186回通常国会における森内閣府特命担当大臣所信表明演説(内閣委員会) ・年月日:平成26年2月19日 ・関係部分(抜粋):「食品の安全性は、国民の健康を守る上で極めて重要であり、科学的知見に基づき、その確保に全力を尽くします。また、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを強化してまいります。」						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-75(政策16-施策②))

施策名	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進					担当部局名	食品安全委員会事務局	作成責任者名	情報・勧告広報課長 植木 隆		
施策の概要	国民が高い関心を持っている食品の安全に関わる事項等について、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ、ホームページ、パンフレット、季刊誌、各種意見交換会等を通じ、関係者間での情報・意見の共有や交換を行うことにより、食品安全の確保に必要な総合的施策を実施する。					政策体系上の位置付け	食品の安全性の確保				
達成すべき目標	食品安全委員会が行うリスク評価の内容等に関する理解の増進を図り、食品安全に関する関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを促進する。					目標設定の考え方・根拠	食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第13条及び同法第24条第1項第7号	政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度			29年度
1 食品健康影響評価の内容等に関する意見交換会等への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	81.2%	平成22年度～平成24年度平均	基準値より増 平成25年度～平成27年度3年平均	60%	平成25年度から27年度の3年平均で基準値より増						平成22年度から24年度に食品安全委員会が開催した意見交換会におけるアンケート調査において、説明内容について理解が深まったとする者の割合は平均で81.2%であったことから、意見交換会・連続講座等において、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動について分かりやすく情報提供した上で情報・意見の共有や交換に努めることにより、「リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動についての理解が増進した者の割合」が3年平均で81.2%を上回ることを目標値として設定。
2 当該年度に食品安全委員会ホームページのトップページに利用者がアクセスした件数	586千件	平成18年度～平成24年度の7中5	基準値より増 平成25年度～平成27年度3年平均	600千件	平成25年度から27年度の3年平均で基準値より増		592.0千件	553.1千件(暫定値)			リスクコミュニケーションの推進においては、リスク分析の考え方を理解した上で、食品の安全性について考えることができる関係者が増加することが重要であり、ホームページの閲覧者数を測定指標とすることが有効と考えられるため、ホームページの閲覧件数が3年平均で基準値の件数を上回ることを目標値として設定。(なお、ホームページの閲覧数は、震災等の大きな事件の有無により大きく変動することから、7中5(直近7ヶ年のアクセス数のうち最高・最低を除く5ヶ年平均)の数字を基準値として採用した。)
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度							
(1) 施経費(平成15年度)	26(16)	27(20)	27	27	1.2	1.2	食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションについて、より一層きめ細かく促進するために、以下の取組を実施する。 ・意見交換会について、地方公共団体や消費者団体等と連携を図りながら、適切な企画・設計を行い、意見交換会において食品健康影響評価の内容等について分かりやすく情報提供した上で情報・意見の共有や交換に努めることにより、参加者の理解を増進させる。 ・ホームページに関し、食品安全委員会の活動等に関する情報を迅速に掲載するとともに、閲覧者の関心に配慮した魅力あるコンテンツとすることで、ホームページの閲覧数を増加させる。				
施策の予算額・執行額	26(16)	27(20)	27	27	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第186回通常国会における森内閣府特命担当大臣所信表明演説(内閣委員会) 年月日:平成26年2月19日 関係部分(抜粋):「食品の安全は、国民の健康を守る上で極めて重要であり、科学的知見に基づき、その確保に全力を尽くします。また、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを強化してまいります。」				

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-76(政策17-施策①))

施策名	公益法人制度の運営と認定・監督等の実施					担当部局名	公益認定等委員会事務局・大臣官房公益法人行政担当室	作成責任者名	参事官・総務課長 山内達矢		
施策の概要	公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。					政策体系上の位置付け	公益法人制度改革等の推進				
達成すべき目標	公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進する。					目標設定の考え方・根拠	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)	政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
			施策の進捗状況(実績)								
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1 公益法人への寄附金総額	2,157億円(※)	増加トレンドを確立	—	増加トレンドを確立	増加トレンドを確立	増加トレンドを確立	増加トレンドを確立	増加トレンドを確立	増加トレンドを確立	<p>公益法人の財政基盤を強化し、その公益活動の活発化を図るためには、法人活動情報の発信や拡充された寄附税制の周知・広報により、公益法人の活動の重要性が広く国民に理解され、国民から公益法人への寄附が増えていく状況をつくり、寄附文化の醸成を促進する必要がある。このため、公益法人への寄附金総額を測定指標とした。</p> <p>目標については、寄附金総額を毎年度増加させていくことを目指しつつも、経済情勢等の外部要因による影響も考えられるため、公益法人への寄附金総額の推移を測定する期間として5年間を設定し、平成30年度までに増加トレンドを確立することを目標とする。</p> <p>(※)基準値については、「平成25年公益法人に関する概況(移行期間の総括)」(平成26年8月内閣府)における数値(平成25年12月1日時点。集計期間は平成24年12月1日から平成25年11月30日までの1年間)である。</p>	
	平成25年度	平成30年度	2,157億円(※)	集計中							
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値								
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
2 HP「公益法人information」へのアクセス数	3,564,510(平成26年4月～平成27年1月の実績値)	対前年度比増	—	対前年度比増	—	—	—	—	—	<p>国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」は、①国民が、公表・公示情報、公益法人データベース、FAQ等の公益法人等関連情報をオンラインで入手可能にすること②法人が、各種申請、提出すべき書類の提出、申請処理状況の照会について、全て電磁的記録をもって行うことが可能であると同時に、制度理解の助けとなる情報や監督に関する情報等を得られること③行政庁が、共通のシステムを共同で管理・運用することにより、行政庁間の業務の標準化、簡素化・効率化を図ることといった各関係者の利便に資する仕組みについて、できる限り簡素・効率的な形で提供することを実現している。</p> <p>「公益法人information」が、国民・法人・行政庁からより多くアクセスされることを通じて、公益法人による公益活動等に係る利便が向上していくため、「公益法人information」へのアクセス数を測定指標とした。</p> <p>目標については、「公益法人information」トップページへのアクセス数が対前年度比で増加することを目標とする。</p>	
	平成26年度	平成27年度	5,064,515	3,564,510(平成26年4月～平成27年1月の実績値)							
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値								
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
3 定期立入検査の実施件数	—	750法人程度	—	650法人程度	750法人程度	—	—	—	—	<p>公益法人の監督に当たっては、「監督の考え方」(平成20年11月21日内閣府)において、「公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める」としており、公益法人の適正な運営を確保するためには、内閣府として立入検査を適正に実施していくことが重要であることから、定期立入検査の実施件数を測定指標とした。</p> <p>目標については、公益法人に対し定期的に行う立入検査について、「立入検査の考え方」(平成21年12月24日(平成26年5月14日一部改訂)内閣府)において「概ね3年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡スケジュールで実施することとする」とされていることから、27年度に事業報告を提出予定の約2,300法人の約3分の1である750法人程度とした。</p>	
	—	平成27年度	151	402(平成26年4月～平成27年1月の実績値)							

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
公益法人制度の適正な運 (1) 営の推進に必要な経費 (平成26年度)	—	—	94	89	1,2,3	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ「公益法人information」を通じた情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・法人データベース、法人活動事例紹介 等 ・法人運営の参考となる情報、監督に関する情報提供 等 ・申請のポイントを解説した動画コンテンツ、申請書の記載例 等 ○ニュースレター「公益認定等委員会だより」、パンフレット「民間が支える社会を目指して」の発行など各種媒体の活用 ○内閣府職員による窓口相談、民間の専門家を活用した相談会、申請法人を対象とした内閣府職員による基礎的研修会等の法人支援 ○監督のための職員による公益法人への立入検査 ※予算額は、「公益認定等総合情報システム」の運用経費を含む。	
施策の予算額・執行額	—	—	94 (—)	89 (—)	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第188回国会衆・参議院内閣委員会において、有村国務大臣から、公益法人の自己規律を高め、志をもった適正な法人による公益活動の信頼性の向上などに取り組む旨発言あり	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-77(政策18-施策①))

施策名	経済社会活動の総合的研究					担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	総務部長 籠宮 信雄 景気統計部長 中垣 陽子			
施策の概要	経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究					政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進					
達成すべき目標	本施策の推進により、政策の企画立案・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行う。					目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第5号		政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 ESRI Discussion Paper等の研究成果に関するHPへのアクセス件数	39,111	25年度	前年度比増	27年度	前年度並み 39,111	前年度比増 集計中	前年度比増 /	-	-	-	-	HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。
2 景気指標に関するHPへのアクセス件数	300,948	25年度	前年度比増	27年度	前年度並み 300,948	前年度比増 集計中	前年度比増 /	-	-	-	-	HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 経済社会活動の総合的研究に必要な経費(平成12年度)	467 (360)	313 (254)	332	383	1.2	経済活動及び社会活動についての経済理論等を用いた研究を行い、ESRI Discussion Paperや景気指標等の形で政策の企画立案・推進を支援するとともに、HP等を通じて国民への情報提供を行う。						
施策の予算額・執行額	467 (360)	313 (254)	332	383	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-78(政策18-施策②))

施策名	国民経済計算				担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	国民経済計算部企画調査課長 多田 洋介				
施策の概要	国民経済計算関連統計の作成のため、推計に必要な基礎調査の実施、推計プログラムの開発や修正、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を請負契約により実施している。また、四半期別GDP速報(QE)における地方政府の政府最終消費支出を推計するため、地方政府の予算執行状況を把握する必要があり、地方公共団体委託調査を実施している。				政策体系上の位置付け	経済社会総合研究所の推進						
達成すべき目標	国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施している。これらの事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。				目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第6号	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	年度ごとの実績値							
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 「公的統計の品質に関するガイドライン」における品質評価の観点を踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表。	100%	23年度	100%	27年度	100%	100%	100%	-	-	-	-	「公的統計の品質に関するガイドライン」が平成23年4月8日各府省統計主管課長等会議申合せられたことを受け、①統計を事前の公表予定どおりに公表すること、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表することについて、公表を予定していた統計等の数に対する予定通り公表した統計等の数の割合を100%とすることを目標値として設定。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	施策の進捗状況(実績)							
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
2 新たな国際基準である2008年国民経済計算体系(2008SNA: System of National Accounts 2008)への対応	一部事項のみ対応済み	24年度	2008SNAの実装完了及び計数の公表	28年度	個別項目の対応方針の検討	対応方針の決定	実装作業の開始	実装作業の完了及び計数の公表	-	-	-	国連において、1993SNAに代わる新たな国民経済計算体系として2008SNAが平成20～21年に採択されたことを受け、26年度から始まる新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」に係る統計委員会からの答申において平成28年度末までに実施することとされているため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
国民経済計算に必要な経費(平成12年度)	252(192)	234(153)	223	258	1, 2	・国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施する。 ・これら事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。						
施策の予算額・執行額	252(192)	234(153)	223	258	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					-		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-79(政策18-施策③))

施策名	人材育成、能力開発					担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	経済研修所総務部長 小川尚良			
施策の概要	①計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修の実施。 ②当研究所が有する国民経済計算(SNA)統計の概念を理解し、その推計方法を習得するため、各府省の職員及びアジア諸国の実務担当専門家を対象とするSNA研修の実施。					政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進					
達成すべき目標	政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。				目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第56号		政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値									
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 研修に対する研修員アンケートの満足度	84.2%	平成20年度	87%以上	27年度	87%以上 92.9%	87%以上 -	87%以上 -	-	-	-	-	各研修において研修員の87%以上の満足度を得られれば、目標は達成されたと判断出来る為。 根拠:基準年度(調査開始年度)から平成24年度までの満足度の平均を目標値に設定
2 分析技能の習得・向上を図る研修での達成度	*	平成26年度	*	27年度	-	-	*	-	-	-	-	Excel技能研修等の分析技能の習得・向上を図る研修に於いて、平成26年度以降は研修終了時にレベルチェックを実施し、研修期間中の達成度を測る (*研修結果測定の実行後、基準値、目標値を設定する)
3 語学関連研修での向上度	*	平成26年度	*	27年度	-	-	*	-	-	-	-	語学研修では、受講前に全受講生のレベルチェックを実施していた。平成26年度以降は、研修終了時に再度レベルチェックを実施し、研修期間中の向上度を測る。一定のレベルアップが見られれば、当該研修の目的は達成されたと判断出来る為。 (*研修結果測定の実行後、基準値、目標値を設定する)
4 SNA研修(アジア諸国向け)研修参加者数	7名	平成24年度	7名以上	27年度	7名以上 7名	7名以上 7名	7名以上 -	-	-	-	-	各国統計機関における本研修参加により、長期的に当該国SNA統計の精度向上が見込まれる為 根拠:各年度招聘者数を表示
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 経済研修所運営に必要な経費(平成12年度)	13 (9)	13 (8)	13	13	1	各府省の職員に対し、計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修及びSNA研修の実施 ・発展途上等の政府関係機関の職員を対象にSNA研修、マクロ経済政策等の研修の実施						
施策の予算額・執行額	12 (9)	13 (8)	13	13	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)							

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-80(政策19-施策①))

施策名	迎賓施設の適切な運営				担当部局名	迎賓館、大臣官房企画調整課国際室		作成責任者名	庶務課長 小林 秀夫			
施策の概要	日本の外交に資するため、迎賓施設において海外の賓客に対し接遇を行うとともに、賓客が満足できる安全・快適な施設の提供など、円滑な接遇を行うための迎賓施設の管理・運営を行う。				政策体系上の位置付け	迎賓施設の適切な運営						
達成すべき目標	迎賓施設において、海外の賓客に対し接遇を行う等、日本の外交に資するものとする。その迎賓施設の役割について国民の理解を深めるため、迎賓館参観及び前庭公開を行うものとする。				目標設定の考え方・根拠	「迎賓館の運営大綱について」(昭和49年7月9日 閣議了解) 「京都迎賓館の使用について」(平成17年3月16日 内閣総理大臣決定) 「迎賓館別館の使用について」(平成24年6月11日 内閣総理大臣決定)		政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 接遇業務に関して、迎賓施設管理についての苦情等の数	0件	平成25年度	0件	平成27年度	0件	0件	0件	—	—	—	—	迎賓館の接遇業務は、外国賓客が迎賓施設を常に安全かつ快適に滞在できる施設として提供を行うこと。これまで施設管理上の苦情等(迎賓館の責により寄せられた不満足の表明等)の経験はなく、賓客国から感謝(満足)の意を表されている。高評価が当然の使命であることを前提としていることから、当該指標を設定した。
2 接遇業務に関して、賓客国からの要請(施設管理上)に対応できた割合	100%	平成25年度	100%	平成27年度	100%	100%	100%	—	—	—	—	
3 赤坂・京都迎賓館参観者及び前庭公開入場者アンケート実施による肯定的評価(「満足」、「ある程度満足」の合計割合)	81.5%	平成22年度	90%以上の維持	平成27年度	80%以上	90%以上	90%以上	—	—	—	—	迎賓施設の役割等への理解度を検証するとともに、迎賓館参観及び前庭公開実施方法の改善に資するため設定。これまでの高評価は、参観者等の意見を踏まえ、参観等の実施結果を分析・検討し、課題解決に向けて改善努力することにより、国民目線でのおもてなし対応を行った結果。今後も過去の実績を踏まえ、高水準の満足度(90%以上)の評価を継続・維持することを目指す。 (実績推移:H22年81.5%、H23年85.0%、H24年93.3%、H25年93.5%、H26年95.0%)
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 赤坂迎賓館参観経費 (参観:昭和50年度、前庭公開:平成22年度)	15 (16)	15 (16)	16	19	3	国公賓等の接遇に支障のない時期に参観(参観、前庭公開)を実施。参観については、夏季に10日間実施。参観希望者の募集を行い、応募多数の場合には抽選により参観者を決定。前庭公開については、秋季に3日間実施。入場は自由で申し込み等は不要。参観及び前庭公開ともに、写真パネル等により接遇時の様子を展示し、また、説明員による室内装飾等あるいは建築様式等の説明を行うなど、参観の内容を充実させている。						
(2) 京都迎賓館参観経費 (平成17年度)	14 (13)	14 (12)	13	12	3	国公賓等の接遇に支障のない時期に参観を実施。参観期間は10日間。応募多数の場合は、抽選により参観者を決定。参観に当たっては、接遇時のしつらいの再現、各種説明パネル等による接遇の様子、京都迎賓館で用いられた伝統技能・伝統技術の説明の展示をし、また、説明員による各室の特徴等の説明を行うなど、参観の内容を充実させている。						
施策の予算額・執行額	836 (794)	825 (789)	852	866	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		—					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-81(政策20-施策①))

施策名	北方領土問題解決促進のための施策の推進					担当部局名	北方対策本部	作成責任者名	参事官 山谷 英之			
施策の概要	国民への広報啓発等を通じて、北方領土問題の解決の促進を図る。					政策体系上の位置付け	北方領土問題の解決の促進					
達成すべき目標	北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める。					目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律及び北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針において、国は粘り強い外交交渉の後押しする国民世論の啓発を図ることとされている。	政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事等の情報を北方対策本部ホームページに掲載する回数	月1回以上	22年度	年24回以上	30年度	月1回以上	月1回以上	年15回以上	年18回以上	年21回以上	年24回以上	年24回以上	情報提供ツールとして、ホームページにおける随時の更新が適当であるため。
2 北方対策本部ホームページへのアクセス件数	122,727件	23年度	150,000件	30年度	前年度比増 133,150件	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	150,000件以上	150,000件以上	ホームページによる国民への周知度を測定する指標として適当であるため。 ※実績値は26年度11月よりアクセスログ解析のシステム変更により、再計算した数値である。
3 全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事(独)北方領土問題対策協会が主催する行事を除く。)の回数	129回	15年度	100回以上	30年度	100回以上 144回	100回以上	100回以上	100回以上	100回以上	100回以上	100回以上	すそ野の広い国民の理解と関心を高めるため、全国各地において、各種大会、講演会、研修会、署名活動等が少なくとも毎年100回以上実施されるよう働きかけを行うことが必要であるため。
4 「北方領土問題教育者会議」の設置数	40都道府県	24年度	47都道府県	29年度	前年度比増 42都道府県	前年度比増	前年度比増	前年度比増	47都道府県	47都道府県	47都道府県	学校教育における北方領土教育の充実を図る環境整備に向け、全都道府県に「北方領土問題教育者会議」が設置されるよう働きかけを行う必要があるため。
5 「エリカちゃん」フェイスブックの「いいね」の数	997	25年度	前年度比増	30年度	基準年度 997	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	相対的に北方領土問題への理解と関心が低い若年層をターゲットにした広報ツールとして、(独)北方領土問題対策協会が運営しているフェイスブックの認知度を上げる必要があるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 北方領土返還要求運動推進等経費(昭和43年度)	197 (173)	75 (59)	85	77	1, 2, 3	北方領土問題の早期解決のため、粘り強い外交交渉を後押しする国民世論の啓発。特に、若い世代への啓発として、修学旅行生等への学習機会の拡充などを実施することにより、国民の正しい理解と関心の促進を図ることが見込まれる。また、返還要求運動の原点とも言うべき北方領土隣接地域における振興啓発事業を支援することにより、返還要求運動の活性化を図ることが見込まれる。						
(2) 独立行政法人北方領土問題対策協会運営費交付金(平成15年度)	1,310 (1,310)	1,236 (1,236)	1,215	1,210	1, 2, 3, 4	(独)北方領土問題対策協会と連携したフェイスブックやツイッターなどのSNSを活用した啓発や「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等の活動を支援することにより、返還要求運動の活性化を図ることが見込まれる。また、「北方領土問題教育者会議」の設置の要請を未設置県に行うこと等により、同会議の設立が見込まれる。						
施策の予算額・執行額	1,507 (1,483)	1,310 (1,295)	1,299	1,287	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	ロシアとは、戦後70年経った現在も、いまだ平和条約が締結できていない現実があります。プーチン大統領とは、これまで10回にわたる首脳会談を行ってまいりました。大統領の訪日を、本年の適切な時期に実現したいと考えております。これまでの首脳会談の積み重ねを基礎に、経済、文化など幅広い分野で協力を深めながら、平和条約の締結に向けて、粘り強く交渉を続けて参ります。(第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説)						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-83(政策21-施策②))

施策名	子どものための現金給付の推進					担当部局名	子ども・子育て本部	作成責任者名	参事官(子ども・子育て支援担当)長田浩志			
施策の概要	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給する。					政策体系上の位置付け	子ども・子育て支援の推進					
達成すべき目標	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。				目標設定の考え方・根拠	児童手当法第1条に規定されている。			政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 児童の出生に伴い新規認定した者のうち、児童の出生月の翌月分から支給された者の割合(サンプル調査)	95%	26年度	95%以上	27年度	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	児童手当は請求した月の翌月分から支給するものである。子どもが生まれた場合は、生まれた月又は出生日の翌日から起算して15日以内に請求すれば、出生月の翌月分から支給される。逆に当該期間を過ぎてから請求した場合は、請求した月の翌月分からの支給となり、本来受け取れたはずの月分の手当が受け取れなくなる。 このため、行政は受給資格者に対して、受給事由が生じた際は速やかに認定請求していただくよう勧奨することが肝要であり、出生による新規請求者が確実に出生月の翌月分から支給されているかを把握することが政策効果を検証するうえで妥当である。
					92%	95%						
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 児童手当等交付金に必要な経費(昭和46年度) ※平成26年度までは厚生労働省において計上	1,491,344 (1,491,268)	1,461,134 (1,452,408)	1,417,776	1,417,664	1	児童を養育している者に児童手当を支給する。 【支給額】 ①所得制限額未満である者 3歳未満 月額15,000円 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) 月額10,000円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 月額15,000円 中学生 月額10,000円 ②所得制限額以上である者(特例給付) 月額5,000円 ※ 所得制限額は、960万円(夫婦・児童2人世帯)を基準に設定し、平成24年6月分から適用。						
施策の予算額・執行額	1,491,344 (1,491,268)	1,461,134 (1,452,408)	1,417,776	1,417,664	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)					-		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-84(政策21-施策③))

施策名	子どものための教育・保育給付の推進				担当部局名	子ども・子育て本部	作成責任者名	参事官(子ども・子育て支援担当)長田 浩志			
施策の概要	子ども・子育て支援法第68条第1項の規定に基づき、支給認定を受けた小学校就学前子どもが、特定教育・保育施設等から教育・保育等の提供を受けた場合に、当該特定教育・保育等に要した費用として、市町村が支弁した施設型給付費等に対し、国が負担するもの。				政策体系上の位置付け	子ども・子育て支援の推進					
達成すべき目標	国は子ども・子育て支援法第68条第1項の規定に基づき、市町村が支弁する施設型給付等について、負担する。				目標設定の考え方・根拠	子ども・子育て支援法第68条第1項		政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1 特定教育・保育施設の利用者数	392.5万人	25年度実績 408.2万人	平成31年度			406.2万人	410.4万人	411.3万人	411.3万人	408.2万人	国は子ども・子育て支援法第68条第1項の規定に基づき、市町村が支弁した施設型給付等に対し、負担するものであり、特定教育・保育施設の利用者数については、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載されているため、その計画の積み上げについて、測定指標とすることとした。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)		当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等						平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度		27年度						
(1) 子どものための教育・保育給付費負担金	-	-	-	592,990	1	子ども・子育て支援法第68条第1項の規定に基づき、支給認定を受けた小学校就学前子どもが、特定教育・保育施設等から教育・保育等の提供を受けた場合に、当該特定教育・保育等に要した費用として、市町村が支弁した施設型給付費等に対して、国が負担するもの。					
施策の予算額・執行額	-	-	-	592,990	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		経済財政運営と改革の基本方針2014				

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-85(政策21-施策④))

施策名	地域における子ども・子育て支援対策の推進				担当部局名	子ども・子育て本部	作成責任者名	参事官(子ども・子育て支援担当)長田 浩志				
施策の概要	子ども・子育て支援法第61条の規定により策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する、地域子ども・子育て支援事業(支援法第59条)に対し、市町村が支弁した費用について、国が予算の範囲内で交付金を交付する。				政策体系上の位置付け	子ども・子育て支援の推進						
達成すべき目標	国が地域子ども・子育て支援事業に要する費用を交付することにより、市町村が策定した市町村子ども・子育て支援事業計画における事業を実施していく。				目標設定の考え方・根拠	子ども・子育て支援法第59条及び第68条		政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 利用者支援事業の実施箇所数	291ヶ所	26年度見込	2,771ヶ所	平成31年度			2,287ヶ所	2,495ヶ所	2,649ヶ所	2,724ヶ所	2,771ヶ所	国は、市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する地域子ども・子育て支援事業に要する費用について、交付するものであるため、市町村の事業計画の積み上げの数値について、測定指標とすることとした。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)		当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等						平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度		27年度							
(1) 子ども・子育て支援交付金	-	-	-	94,210	1	子ども・子育て支援法第61条の規定により策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する、地域子ども・子育て支援事業(支援法第59条)に対し、市町村が支弁した費用について、国が予算の範囲内で交付金を交付する。						
施策の予算額・執行額	-	-	-	94,210	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		経済財政運営と改革の基本方針2014					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-86(政策22-施策①))

施策名	国際平和協力業務等の推進					担当部局名	国際平和協力本部事務局	作成責任者名	参事官 小林 真一郎			
施策の概要	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。)に基づき、国際平和協力業務等を実施する。					政策体系上の位置付け	国際平和協力業務等の推進					
達成すべき目標	国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること。				目標設定の考え方・根拠	国際平和協力法第1条において、同法の目的として、国際平和協力業務等の実施により、「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」が規定されている。		政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等の評価	肯定評価	平成19年度	肯定評価	平成26年度	肯定評価	肯定評価	肯定評価					国際平和協力業務等において、国内や国連・現地政府等の評価が、国際平和協力法第1条に規定する「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」を果たしているかどうかを測る大きな目安となるため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 国際平和協力隊の派遣等経費(平成4年度)	246(173)	190(77)	157	122	1	国際連合の要請等に基づき、国際平和協力業務を実施するため、国際連合平和維持活動等に参加する国際平和協力隊員の派遣等を行う。						
(2) 国際平和協力のための人材育成経費(平成17年度)	41(34)	39(37)	46	47	1	既に国際平和協力の現場で活動し、同分野における知見を有する者を対象として、公募を実施し、選考を行ったうえで国際平和協力研究員を採用。国際平和協力分野に関する調査・研究活動のほか、研究員各自の専門性を発揮しつつ各種事務局業務に従事させることにより、総合的な能力向上・人材育成を図るとともに、事務局機能の強化を図る。						
(3) 人道救援物資備蓄経費(平成9年度)	102(97)	116(153)	151	182	1	国際連合等の要請に基づき、人道的な国際救援活動に係る物資協力を迅速に実施するため、基本的な人道救援物資の備蓄を行う。						
施策の予算額・執行額	390(303)	345(267)	354	351	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		<p>第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日)(抜粋)</p> <p>6 外交・安全保障の立て直し(戦後70年の「積極的平和主義」)</p> <p>国連創設から70年にあたる本年、日本は、安全保障理事会・非常任理事国に立候補いたします。そして国連を21世紀にふさわしい姿へと改革する。その大きな役割を果たす決意であります。</p> <p>本年こそ、「積極的平和主義」の旗を一層高く掲げ、日本が世界から信頼される国となる。</p> <p>国の存立を全うし、国民を守るための切れ目ない安全保障法制の整備について(平成26年7月1日閣議決定)(抜粋)</p> <p>2 国際社会の平和と安定への一層の貢献</p> <p>我が国としては、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために一層取り組んでいく必要があります。そのために、国際連合平和維持活動(PKO)などの国際的な平和協力活動に十分かつ積極的に参加できることが重要である。</p>					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-87(政策23-施策①))

施策名	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡					担当部局名	日本学術会議事務局	作成責任者名	企画課長 吉住啓作			
施策の概要	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して、科学に関する重要事項の審議を行うことにより、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行う。					政策体系上の位置付け	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡					
達成すべき目標	わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。				目標設定の考え方・根拠	日本学術会議法第2条、第3条			政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 意思の表出の件数	17件	平成24年度	17件	平成27年度	10件	62件	17件	-	-	-	-	日本学術会議の主な活動として、審議結果の政府・社会に対する提言等(意思の表出)があり、審議活動の状況を測る一つの指標として、意思の表出の件数を掲げた。また、日本学術会議は、会員の半数改選を3年毎に行い、半数改選毎の3年間で1期として審議活動を行うため、3年前である平成24年度の意思の表出件数を元に、特殊要因による件数の増減を勘案して目標値を設定した。
2 共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催回数	8回	平成25年度	10回	平成27年度	8回	8回	10回	-	-	-	-	日本学術会議の国際活動のうち、共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催は活動の一つの柱であり、その活動状況を測る一つの指標として、会議の開催回数を掲げた。なお、目標値はこれまでの開催実績を勘案して設定した。
3 学術フォーラムの開催回数	10回	平成23年度	12回	平成27年度	10回	10回	12回	-	-	-	-	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの指標として、開催回数を測定指標に掲げた。なお、昨年度は3年に一度の会員改選があったことから特殊要因による件数の増減を勘案し、目標値を設定した。
4 学術フォーラムの参加者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	95%	平成26年度	前年度以上	平成27年度	80%	前年度以上	前年度以上	-	-	-	-	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。
5 地区会議公開講演会の開催回数	8回	平成22年度	7回	平成27年度	7回	7回	7回	-	-	-	-	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの指標として、開催回数を測定指標に掲げた。なお、7つの地区が各一回以上開催することを目標に、目標値を設定した。
6 地区会議公開講演会の開催回数来場者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	87%	平成26年度	前年度以上	平成27年度	80%	前年度以上	前年度以上	-	-	-	-	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号				
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 科学に関する重要事項の審議等(昭和23年度)	213(217)	244(239)	302	247	1	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会・分科会において審議を行い、提言等を取りまとめ、日本学術会議の意思の表出として政府・社会等に対する提言等を発出している。						
(2) 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動(昭和23年度)	196(172)	183(166)	188	222	2	各国アカデミーとの交流や国際学術機関への対応を行い、国際的な場面での我が国の科学者の立場の表明や、世界の科学・技術の潮流に接する機会を持つことによって、我が国の科学者の地位向上や、学術分野における国際社会で我が国が名誉ある地位を占め、世界をリードする立場になるよう、寄与している。						
(3) 科学の役割についての普及・啓発(昭和61年度)	3(2)	3(2)	3	3	3, 4	日本学術会議会員等による講演・パネルディスカッションを内容とする学術フォーラムを開催することにより、学術成果の国民への還元を図っている。						
(4) 科学者間ネットワークの構築(昭和24年度)	8(6)	8(7)	8	8	5, 6	全国7ブロックで地区会議を開催し、その中で行われる地区会議公開講演会を通じて日本学術会議が集積した研究成果や学術情報の提供を行うとともに、地域の科学者との意見交換の場を設けることで、科学者間ネットワークの構築に寄与している。						
施策の予算額・執行額	420(398)	439(415)	501	481	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-88(政策24-施策①))

施策名	民間人材登用等の推進					担当部局名	官民人材交流センター	作成責任者名	総務課長 岡本信一		
施策の概要	・早期退職募集制度の施行に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 ・官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、官民の人材交流の実施に関する情報提供や制度等に関する広報・啓発活動を実施する。					政策体系上の位置付け	官民人材交流センターの適切な運営				
達成すべき目標	・早期退職募集制度の施行に伴い、それを効果的に行うため、透明性の高い形で民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 ・官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、民間企業を対象とする説明会及び企業・府省間の意見交換会を実施する。					目標設定の考え方・根拠	・「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定) ・「採用昇任等基本方針」(平成26年6月24日閣議決定) ・「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」(平成26年6月24日内閣総理大臣決定)		政策評価実施予定時期	平成28年8月	
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値								
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1 民間委託による再就職決定率 (再就職者数/支援人数)	(未確定)	25年度	(*)	27年度	—	出来るだけ高く	(*)	—	—	—	再就職支援については、早期退職を希望し応募認定退職する者が対象となり、民間の再就職支援会社に業務を委託するものであるため、直接的な目標値の設定は難しいが、委託会社に状況確認・指導をするなど、実行性の高いものにしていく必要があることから、再就職決定率を測定指標とする。 (*25年度の実績値を踏まえ、今後、決定することとする。
2 民間企業を対象とする説明会及び企業・府省間の意見交換会	6回	26年度	6回	27年度	—	実施	6回	—	—	—	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)		当初予算額(百万円)		関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度							
(1)民間の再就職支援会社を活用した再就職支援経費(平成25年度)	/	50 (7)	52	67	1	応募認定退職をするものであって、再就職支援を受けることを希望する者に対する再就職支援業務を民間の支援会社に委託して実施する。					
施策の予算額・執行額	/	50 (7)	52	67	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					—	